

14生畜第2407号
平成14年7月4日

独立行政法人肥飼料検査所理事長 殿

農林水産省生産局長

水産庁長官

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」の一部改正について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）については、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）の施行に伴い、所要の改正が行われた。

このため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律を引用する「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成13年3月30日付け12生畜第1826号。農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、事務の参考とされたい。

また、このことについて、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いする。